

ポイント-3：安全・安心な暮らしを支える交通

◆歩行空間の確保

交通量が多い道路や通学路に指定されている道路などで、歩道の整備や路肩のカラー化を行うことで、歩行者の安全・安心の確保を図ります。



歩道の整備



路肩のカラー化（歩行空間の明示）

<令和2年度の主な事業路線>

府道 枚方山城線（枚方市）、府道 大阪高槻京都線（吹田市）、府道 父鬼和気線（和泉市） など

◆道路・鉄道施設のバリアフリー化

高齢者や障がい者、妊産婦など誰もが安心して利用できるよう、大阪府福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に基づき道路や公共交通のバリアフリー化を推進します。



段差、勾配の改善



視覚障がい者誘導用ブロック設置

<令和2年度の主な事業路線>

府道 摂津富田停車場線(高槻市)、府道 堺大和高田線(松原市)、府道 堺阪南線(岸和田市) など

【鉄道のバリアフリー化】

「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて（平成30年3月）」に基づき、ハード・ソフトの両面で駅ホームからの転落事故の未然防止を図ります。

ハード対策：鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵整備に対し、補助を行います。

ソフト対策：目の不自由な方への声かけが促進されるよう啓発活動を実施します。



可動式ホーム柵の設置（扉式）



声かけの啓発活動



(表)

(裏)

<令和2年度の主な補助事業箇所>

Osaka Metro 江坂駅、梅田駅、あびこ駅など

◆大阪府自転車条例に基づく自転車対策の強化

「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年4月1日施行）」に基づき、幅広い世代を対象とした交通安全の周知啓発活動や、企業と連携した条例の普及啓発、保険の加入促進などを推進します。また、平成31年3月に策定した「大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）」（平成28年度策定の緊急3か年計画を含む10年間）に基づく自転車通行空間の整備を進めます。

<条例の4本柱>

自転車保険の加入義務化

（平成28年7月1日施行）

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入を義務化しました。

交通安全教育の充実

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭職場における交通安全教育の実施に努めましょう。

自転車の安全利用

- 高齢者のヘルメット着用
65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。
- 自転車の点検及び整備
反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検のほか、異常を感じた際には、販売業者の点検整備を受けましょう。

交通ルール・マナーの向上

自転車は車両です。
ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。

- 自転車は車道の左側を走りましょう
- 歩道は歩行者優先
- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守りましょう
- 夜間はライトを点灯

【主な取組み（ソフト対策）】

- （1）自転車条例に基づき、自転車の安全適正利用に対する府民意識の醸成を図るため、学校などでの自転車安全講習会や各種リーフレット配布、自転車保険の加入義務化についての更なる広報啓発活動などを実施します。
- （2）保険加入については、保険会社、自転車販売店などと連携しながら、自転車保険の種類、加入方法などについて効果的な普及・啓発を推進します。

【主な取組み（ハード対策：自転車通行空間の整備）】

平成31年3月に策定した10か年整備計画では、自転車専用通行帯や車道混在（青矢羽根）などの整備を進めることとしており、令和2年度は府管理道路において約14kmの整備を進めます。あわせて、府管理道路だけでなく、市町村管理道路などを含めた自転車ネットワークの形成に向け、市町村による自転車ネットワーク計画の策定を促進します。



自転車通行空間の整備

<令和2年度の主な事業路線>

府道 大阪高槻線（摂津市）、府道 大阪枚岡奈良線（東大阪市）、府道 箕面池田線（箕面市）など

◆踏切の安全対策

鉄道事業者や地元市町が参画する踏切対策検討会において、地域の実情も踏まえながら危険な踏切の対策を検討し、交通事故の防止、交通の円滑化のため、歩道設置、歩道拡幅、歩行空間のカラー舗装、案内誘導看板の設置など、踏切内の安全対策を進めます。

BEFORE



AFTER



カラー舗装による歩車分離事例

◆交通安全の普及啓発

学校などでの自転車安全講習会やリーフレット配布や交通安全イベントの実施などにより交通安全の普及啓発を図ります。



自転車マナーアップイベント



小学生に対する交通安全教室

◆未就学児の移動経路における交通安全対策

幼稚園児や保育園児が日常的に集団で移動する経路等において、道路管理者・警察署と緊急合同点検を実施の上抽出した要対策箇所に対し、対策が可能な箇所から順次対策を実施します。

(127箇所中約100箇所対策済み(令和元年度末時点))



路面表示の設置
(こども注意)



交差点部における交通安全対策